

飯島町都市計画マスタープラン

令和8（2026）年3月

飯 島 町

目 次

序章 都市計画マスタープランとは.....	1
1 計画の背景と目的.....	1
(1) 飯島町都市計画マスタープラン改訂の目的.....	1
(2) 目標年度.....	2
(3) 計画対象区域.....	2
(4) 計画の構成.....	3
(5) 改訂にあたっての基本的視点.....	4
2 まちづくりの潮流.....	5
第1章 現況と課題.....	8
1 飯島町の現況と課題.....	8
(1) 位置・地勢.....	8
(2) 沿革.....	9
(3) 人口.....	10
(4) 産業.....	13
(5) 土地利用.....	17
(6) 地域地区.....	18
(7) 都市施設.....	19
(8) 交通.....	20
(9) 景観.....	23
(10) 災害.....	24
2 住民意向.....	25
(1) アンケート調査.....	25
(2) 住民ワークショップ.....	28
3 都市計画上の主要課題.....	32
第2章 全体構想.....	34
1 まちづくりの基本理念.....	34
2 将来都市像.....	35
3 まちづくりの目標.....	35
4 将来人口フレーム.....	37
5 将来都市構造.....	38
(1) 将来都市構造の基本的な考え方.....	38
(2) 将来都市構造.....	41
6 分野別構想.....	42
6-1 土地利用.....	42
6-2 市街地整備.....	48
6-3 都市施設.....	50
(1) 交通体系.....	50
(2) 公園・緑地.....	54

(3) 上下水道.....	56
6-4 景観育成.....	57
6-5 都市防災.....	60
6-6 脱炭素まちづくり.....	62
第3章 地区別構想.....	64
1 地区の設定（区分の考え方）.....	64
2 飯島・田切地区.....	66
3 本郷・七久保地区.....	73
第4章 計画の実現に向けて.....	80
1 計画の推進.....	80
2 計画の進行管理.....	82

○ 数字の表示は原則として四捨五入しています。そのため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

序章 都市計画マスタープランとは

1 計画の背景と目的

(1) 飯島町都市計画マスタープラン改訂の目的

都市計画マスタープランは、都市計画法（以下「法」という）第 18 条の 2 に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、住民生活や産業、その他の様々な活動が快適で効率よく、かつ安全に営まれるように、土地利用、道路・公園などの都市施設の整備等、都市の発展を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成していくこと目的として策定するものです。

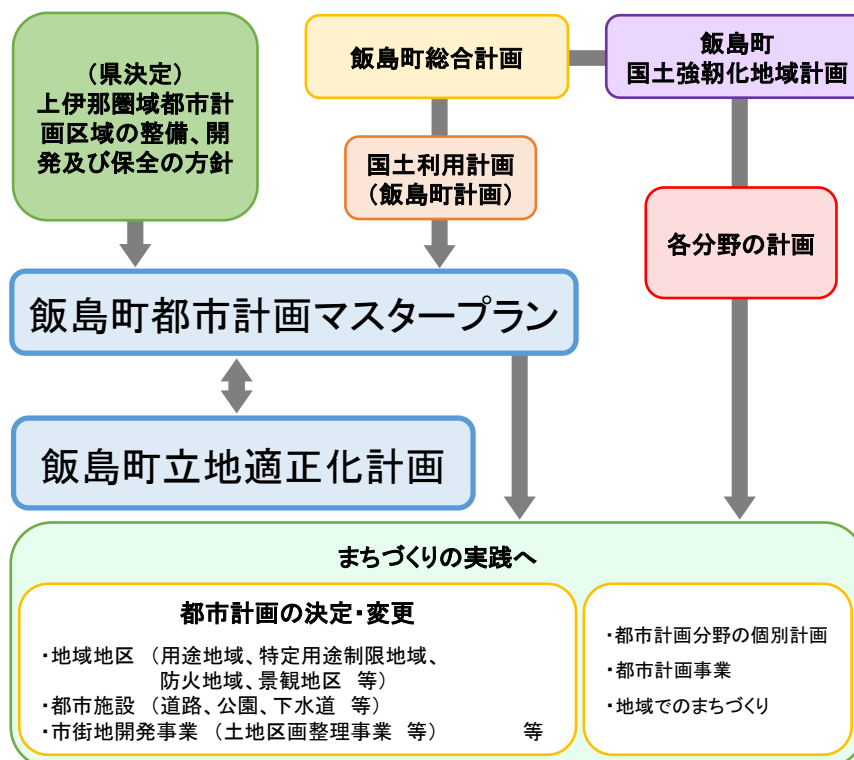
この計画は、町の最上位計画である「飯島町総合計画」、県が広域的な視点から定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）などの上位計画に即して、分野別計画の方針と整合・調整を図りながら定めるものです。

また、法 18 条の 2 第 4 項に定めるとおり「市町村が定める都市計画は、この基本方針に即したものでなければならない。」としています。

飯島町は、平成 15（2003）年度に飯島町都市計画マスタープラン（以下「旧計画」という。）を策定し、都市計画分野における指針として役割を担ってきました。策定から 20 年余りが経過する中で、人口減少の到来や少子高齢化、空き家や低未利用地等の増加による市街地の低密度化など、町を取り巻く環境大きく変化しています。また、頻発する自然災害への対応や安全意識への高まり、持続可能な開発目標（SDGs）の理念の実現など、新たな課題への対応も急務となっています。

さらに、近年における目まぐるしい社会構造の変化や高度情報化、価値観の多様化に柔軟に対応したまちづくりの指針が求められています。

こうした背景を踏まえ、町民と行政が一体となったまちづくりを進めるための指針として、「飯島町都市計画マスタープラン」（以下「本計画」という。）を策定します。



図表 1. 計画の位置づけ

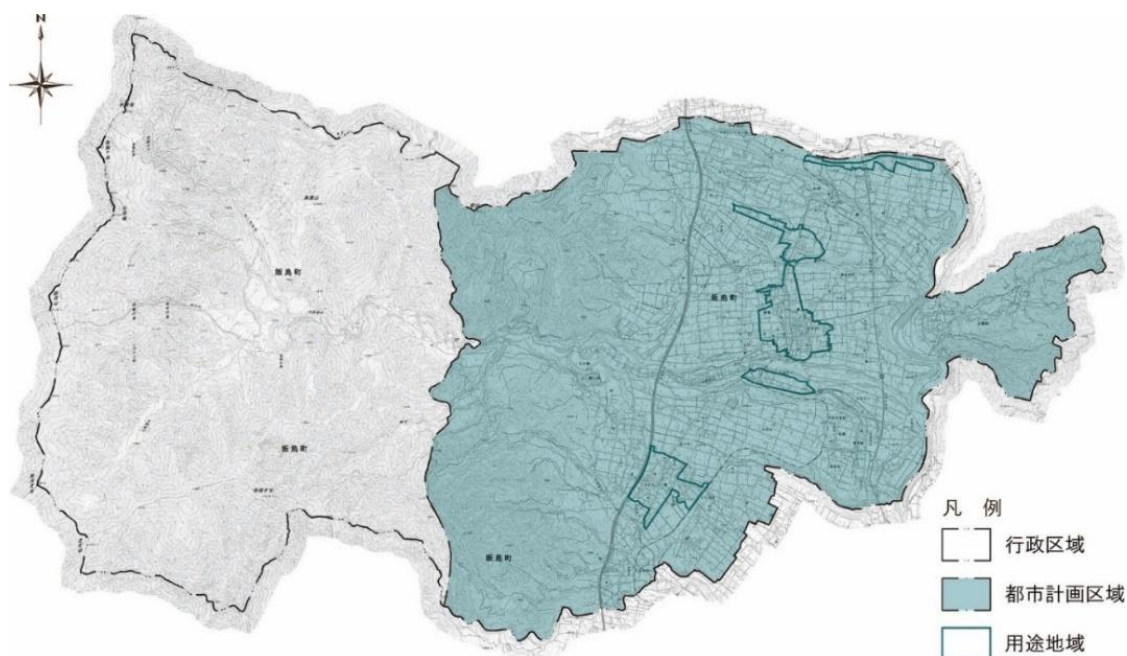
(2) 目標年度

本計画は、概ね 20 年の計画期間を見込み、まちづくりの長期的な方向について示すものです。計画期間は、令和 8（2026）年度を初年度とし、概ね 20 年後の令和 27（2045）年度を目標年度とします。

また、経済や社会の変化及び都市計画など関連する法的な更新等に伴い、必要に応じて計画の検討・見直しを行い、整合を図ることとします。

(3) 計画対象区域

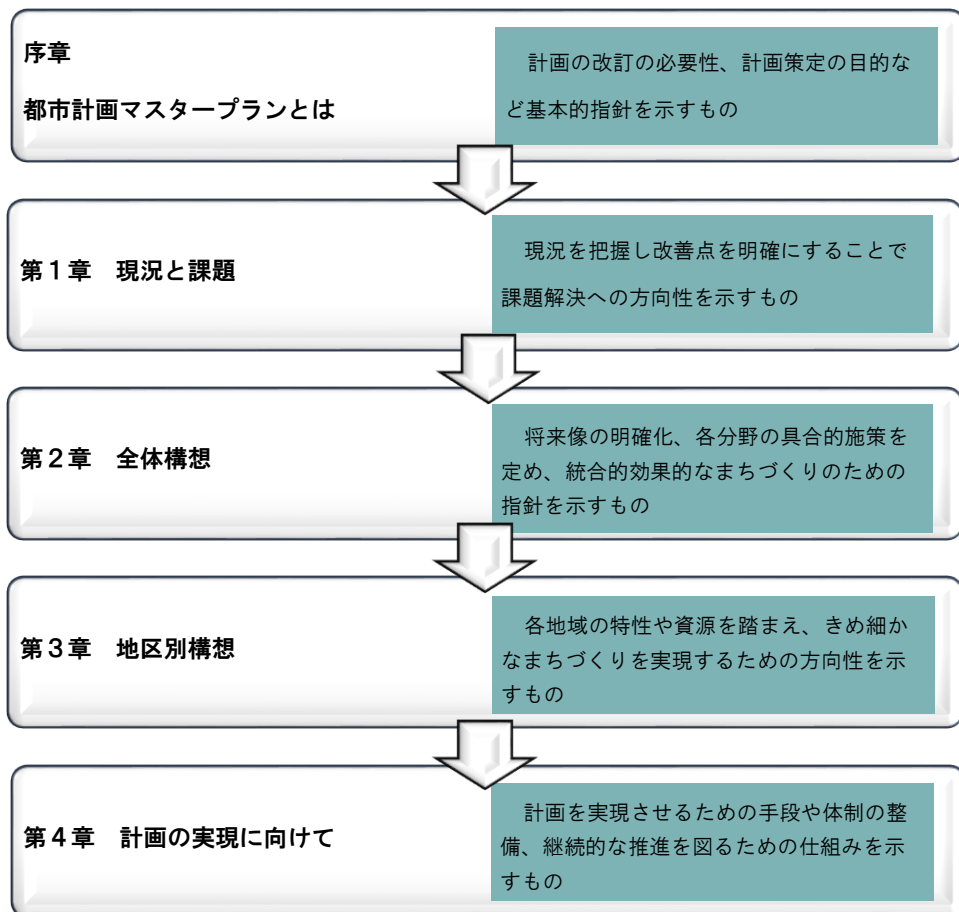
本計画の対象区域は、都市計画区域（面積 4,608ha）としますが、行政区域における自然的要素も十分に考慮します。



図表 2. 計画対象区域

(4) 計画の構成

本計画は、序章及び4つの章で構成します。



(5) 改訂にあたっての基本的視点

1 社会情勢変化に対応した持続可能社会への対応

旧計画の策定当時、町の人口はすでに減少傾向にあり、財源の減少や低迷についても一定の認識を持っていました。それでも、将来の目標人口は増加することを希望し、公共施設やインフラの整備についても人口が増えることを前提とした内容としていました。

しかし、現実には人口減少と少子・高齢化が今後も進行することが見込まれており、拡大路線で事業を推進することは困難な状況となっています。

このため、今後は「持続可能な社会の実現」を目指した政策へと移行し、既存の社会基盤を効率的に活用しながら、限られた財源を最大限に生かしていく必要があります。人口減少や高齢化といった現実にしかりと向き合い、地域の特性を活かした新たな発展を図ることとし、計画の内容を柔軟に見直していくこととします。

2 リニア中央新幹線等の地域発展の新たな要素への対応

リニア中央新幹線の開業は、地域の交通利便性を飛躍的に向上させるだけでなく、企業の立地促進や雇用の拡大、観光資源の活用など、多方面での地域発展をもたらす起爆剤として大きな期待を集めています。

本町においても、首都圏や中京圏とのアクセスが劇的に改善されることから、人の流れが活性化し、企業の進出意欲が高まるとともに、地元の若者の雇用機会が増えることを期待しています。

また、観光面においても、アクセスの良さを活かして地域の自然や文化資源を訪れる観光客の増加が見込まれ、地域経済の活性化につながる可能性が高まっています。

三遠南信自動車道を含めたリニア長野県駅までの広域交通の強化と、地域内交通の円滑化など、開業による地域振興を見据え、将来都市構造に明確に位置付けていくこととします。

3 都市防災施策の拡充

近年、多くの自然災害が発生しており、その頻発化や激甚化が顕著になっています。特に、台風や豪雨、地震などが続発し、国民の生活に大きな影響を与えています。

このような状況の中で、町民の防災意識が高まり、地域全体での防災対策の重要性が改めて認識されています。災害への備えや迅速な対応が求められる中、町の防災計画などとの整合を図りながら、都市防災に関する施策を示していくこととします。

4 実現性高く効果的な事業へ結びつく計画

近年、町の都市計画は具体的な事業に結びついていない状況が続いています。リニア中央新幹線などの大型公共事業が、町民の生活環境に与える影響や、持続可能でコンパクトなまちづくりを見据えた上で、土地利用規制や公園・道路などの都市施設整備を推進する必要があります。

そこで、国や県などの関係機関に対して、町の都市計画の方向性を明確に示すことで、円滑な事業推進につなげていくこととします。

2 まちづくりの潮流

1 進む人口減少と少子高齢社会

日本は、急速に進行する少子高齢化と人口減少に直面しています。令和2（2020）年の国勢調査によると、総人口は1億2,614万6千人となり、国勢調査開始以来、初めて減少に転じた平成27（2015）年と比較すると、94万9千人の減少となっています。この現象は地域経済や社会構造に大きな影響を及ぼしはじめており、出生率の低下や高齢者の増加により全体の人口が減少し、特に地方においては若年層の流出による人口減少が深刻化しています。その結果、過疎化や地域社会の空洞化が進み、地域コミュニティの衰退や公共サービスの維持が困難になるなど、多くの課題が生じています。

これらの課題に対処するため、拡散した都市をコンパクトにまとめて都市の活力を維持することを目指し、都市再生特別措置法が改正されました。この法改正では、規制緩和や税制優遇などの支援措置を通じて民間投資を誘導し、都市機能の向上や産業振興を図ることで、大都市圏や地方都市の活力を引き出すことを目指しています。また、都市部への企業誘致や新規事業の創出を促進し、地域の経済基盤を強化する取り組みも進められています。

さらに、地方創生の観点からは、若者や子育て世代が安心して暮らせる環境整備や雇用機会の創出を進めることで、地方への定住を促進する施策が展開されています。その中で、効率的で持続可能な都市運営を実現する「集約型都市構造」の導入が注目されています。これは、都市機能を特定のエリアに集めることで、インフラ整備や公共サービスの提供を効率化し、住民同士の交流を促進して地域の活性化を図る取り組みです。こうした施策を通じて、持続可能な社会の実現を目指しています。

2 地域コミュニティの活性化と住民自治の強化

地域コミュニティの活性化は、住民同士のつながりを強化し、地域の課題解決に向けた協力を促すために重要です。住民が主体となる活動が推進され、自治会や地域団体の役割が見直されています。特に、地域資源の有効活用など、地域の特性に応じた自主的な取り組みが評価されています。

また、地域住民の意見を政策に反映させるため、住民参加型のまちづくりが求められています。地域の魅力を発信するための交流活動を通じて、地域に対する愛着や誇りが生まれ、住民自治の意識も高まっていきます。このように地域コミュニティの活性化を通じて住民の生活満足度を向上させることで、住みよい地域社会が形成され、持続可能な地域の発展に寄与することが期待されています。

3 災害に強く、復旧・復興しやすいまちづくりの推進

近年、日本では地震や台風、豪雨などの自然災害が頻発しています。長野県においては南海トラフ巨大地震、東海地震や首都直下地震といった大規模災害の発生が危惧されています。さらに、地球温暖化の影響による気候変動は、豪雨や台風の規模を大きくし、災害の発生頻度も高めると予測されています。

こうした状況を受け、災害に強く、復旧・復興しやすいまちづくりの推進が重要な課題となっています。

災害に備えるためには、事前に最悪の事態を想定し、人命を守ることを最優先にしつつ、被害を最小限に抑えることが求められます。具体的には、公共インフラの耐震化や洪水・土砂災害対策の強化が進められており、これに加えて、災害発生後には迅速に復旧・復興できる体制の整備も重要です。被災地域への物資供給や医療支援、インフラ復旧を迅速に行うための体制を構築し、復興支援を円滑に進める必要があります。

さらに、住民や地域が防災・減災に積極的に参加することで地域コミュニティが連携し、普段から災害に備える取り組みを進めることが可能になり、災害発生時にもスムーズな対応が可能となります。このように、「強さ」と「しなやかさ」を備えた国土強靱化の構築が求められています。

4 環境にやさしく、将来も持続可能で暮らしやすいまちづくり

環境に配慮した持続可能なまちづくりが重視されており、Z E HやZ E Bの普及、再生可能エネルギーの導入、廃棄物のリサイクル促進が進められています。また、地域資源を活用したエコシステムの構築を目指し、自然環境の保全や生物多様性の確保が重要視されています。

このため、国は 2050 年までにカーボンニュートラルの達成を目指し、住民が快適に暮らせる環境を整え、将来の世代に持続可能な地域を引き継ぐことを目指しています。さらに、環境教育の強化や地域での環境保全活動の推進により、住民一人ひとりが環境意識を高め、持続可能な社会を実現するための取り組みが進められており、これらの取り組みは、地域の魅力向上や生活の質の向上にも寄与することが期待されています。

5 高度情報化とスマートシティ化の推進

高度情報化とスマートシティ化は、生活の質を向上させる上で重要な取り組みです。I C T（情報通信技術）を活用したインフラの整備や地域データの利活用が進展し、交通渋滞の緩和やエネルギー管理の効率化が図られています。また、行政サービスのデジタル化により、住民が手軽に情報へアクセスできる環境が整備され、地域の活性化が期待されています。

スマートシティとは、デジタル技術やデータを活用して都市の持続的な発展と住民の生活の質を向上させることを目指す概念です。具体的には、交通、エネルギー、医療、教育などの各分野で効率的かつ持続可能なサービスを提供することを目指しています。

日本は「Society 5.0」という理念を掲げており、サイバー（デジタル）空間とフィジカル（実空間）を融合させることで、社会課題の解決と経済発展を両立させながら、人間中心の社会を構築することを目指しています。この理念に基づき、データ連携基盤の構築を進め、データを活用したスマートシティの実現を推進することで、都市課題の解決や地域の活性化を図っています。さらに近年では生成A I（人工知能）の進歩により、生活の様々な場面で便利さが追求されています。

これらの取り組みは、持続可能な社会の実現に向けた重要な一環です。デジタル技術と連携し、より便利で快適な都市環境を創り出すことで、住民の幸福度を高めることが期待されています。

6 交通体系の再編と新しい移動手段の導入

自動車依存の進行や公共交通の衰退、さらに少子・高齢化による移動手段の確保が難しくなっている現状を受け、交通体系の再編が求められています。特に、地域住民の移動の選択肢を増やし、生活の利便性を向上させることが急務となっていることから、公共交通の充実や新たな移動手段の導入が進められています。

特に、自転車や歩行者のためのインフラ整備が重要視され、地域の交通アクセスを向上させる取り組みが行われています。また、地域に適した交通サービスの提供として、オンデマンド交通などの新しい移動手段の導入により地域内での移動がスムーズになり、住民の生活の質が向上するとともに、交通事故の減少や環境負荷の軽減も期待されます。そのため、公共交通の利用促進は重要なテーマとなっています。

7 地域経済の活性化と産業振興

地域経済の活性化には、地元産業の振興や起業支援が不可欠です。特に、6次産業化の推進、地域特産品のブランド化や観光資源の効果的な活用を通じて地域の魅力を高め、関係人口を増やす取り組みが進められています。

これに加え、地域の特性やニーズに応じた新しいビジネスモデルの開発や、企業と地域住民が協力して地域貢献活動を行うことにより、経済の循環が促進され、持続可能な地域社会の構築を目指しています。

さらに、地域経済の多様化を図るため、地域資源を最大限に活用した産業振興も重要です。こうした取り組みを通じて、地域の経済基盤を安定させ、住民の生活水準向上に寄与することが期待されています。産業振興による地域経済の活性化は、地域社会の持続可能な発展に欠かせない要素であり、今後も継続的な取り組みが求められています。

8 地方財政状況の深刻化

日本は人口減少社会を迎え、少子・高齢化の進行が今後も続くと予想されています。人口減少に伴う地方税収の減少や高齢者向け社会保障費の増加が、地方財政に大きな負担を与えています。特に、医療や介護といった社会保障費の増加は避けられず、現在の水準を維持した場合、地方財政がさらにひっ迫することが懸念されています。

また、経済状況においては、物価上昇率の目標達成に向けた取り組みが続いているものの、物価上昇は不安定な状況にあります。さらに、地域によっては地価の下落が依然として課題となっており、これが地方経済の低迷を招く要因となっています。こうした状況の中で、地方自治体は厳しい財政運営を迫られる一方、持続可能な地域社会の実現に向けた施策を講じることが求められています。

例えば、地域資源を活用した新産業の育成や、デジタル技術を活用した行政効率の向上、さらには地域間連携を強化して地方創生を図ることが重要です。限られた財源の中で住民サービスの質を維持しつつ、将来にわたる持続可能な発展を目指すため、地方財政の健全化と効率的な資金活用が求められています。